

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 1 月 5 日
【会社名】	株式会社リンコーコーポレーション
【英訳名】	RINKO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 坪井 鈴兒
【本店の所在の場所】	新潟県新潟市中央区万代五丁目11番30号
【電話番号】	新潟 025(245)4113番
【事務連絡者氏名】	常務取締役 山下 和男
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区岩本町二丁目 1 番18号フォロ・エムビル6階
【電話番号】	東京 03(3864)2424番
【事務連絡者氏名】	取締役東京支社長 増田 光雄
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社リンコーコーポレーション 東京支社 (東京都千代田区岩本町二丁目 1 番18号フォロ・エムビル6階)

1【提出理由】

当社の連結子会社であります臨港商事株式会社は、これまで新潟地方裁判所の下、特別清算手続中であり、平成22年12月24日提出の臨時報告書において、清算終了の時期については平成23年4月30日とし、その後、平成23年5月23日提出の当該臨時報告書の訂正報告書において、清算終了の時期を現時点で未定としたまま、現在に至っております。

この度、同裁判所より同社は特別清算の終結決定の旨を受けましたので、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、改めて臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号に基づく報告)

(1) 当該事象の発生日

平成22年12月24日

(2) 当該事象の内容

当社の連結子会社であります臨港商事株式会社は、平成22年3月期決算において434百万円の債務超となりました。当社としましては、同社の債務超過を早期に解消することは困難と判断し、同社の事業全部の譲受けを行い、同社を解散、清算することを決定いたしました。その後、同社は新潟地方裁判所に特別清算の申立てを行い、特別清算開始の命令を受けておりましたが、この度清算終結決定を受けました。

同社の事業譲渡、解散、特別清算の日程は、次のとおりであります。

(事業譲渡に係る日程)

平成22年12月27日	臨港商事(株)の取締役会による事業譲渡契約承認決議
平成22年12月27日	事業譲渡契約締結
平成23年2月1日	事業譲渡効力発生日
平成23年2月1日	同社従業員の当社への移籍

(解散、特別清算に係る日程)

平成23年2月1日	臨港商事(株)の臨時株主総会による解散決議
平成23年2月25日	臨港商事(株)による新潟地方裁判所への特別清算申立て
平成23年3月23日	新潟地方裁判所より臨港商事(株)へ特別清算開始の命令
平成26年12月16日	臨港商事(株)の臨時株主総会による清算終了の決算報告承認
平成26年12月26日	新潟地方裁判所による特別清算終結の決定

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当社は、一連の過年度訂正により、平成22年3月期決算において、臨港商事株式会社に対する債権の取立不能見込み額として、当社に対する貸付金残高612百万円全額の貸倒引当金を設定しておりました。また、当社は平成23年2月25日開催の取締役会において同社の特別清算開始の決定を前提として、当社に対する当社の債権を放棄することを決議いたしました。

その後、平成23年3月23日に新潟地方裁判所より同社の特別清算開始の命令を受けて、当社は平成23年3月期末決算において、平成23年3月期末時点の同社の債務超過相当額873百万円を取立不能見込額と認識し、同額の貸倒引当金を設定し、同期末決算において、261百万円の貸倒引当金繰入額を特別損失として計上いたしました。

その後、同社は特別清算手続中でしたが、新潟地方裁判所の許可のもと、平成26年9月26日に当社との間で当社の債権について和解契約書を締結し、同社が清算終了までに要する事務費用、税金などの必要資金を確保した後の余剰資金の弁済を受けた結果、当社は同社に対して870百万円の債権放棄を行いました。同社の債権に対して貸倒引当金を既に計上しているため、債権放棄による当社の損益に与える影響額は軽微であります。

以上